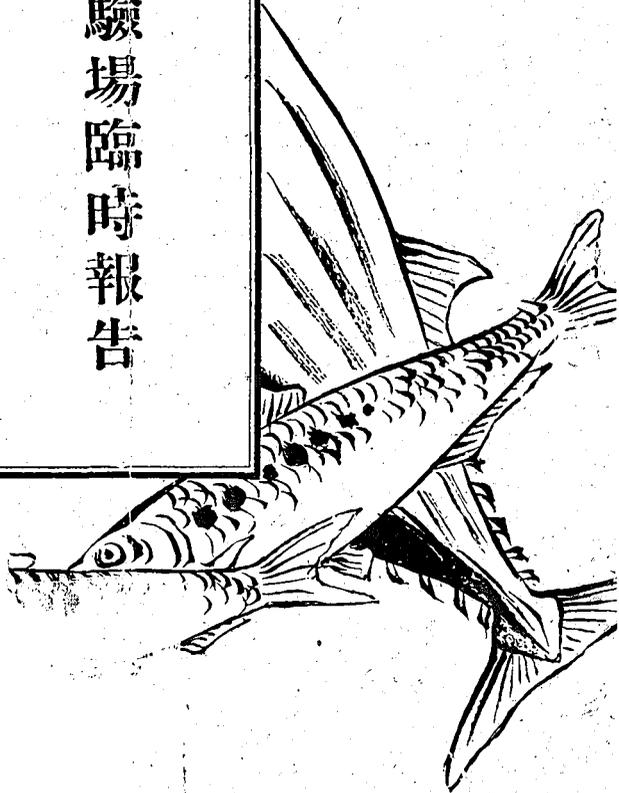


九〇二

鹿兒島縣水產試驗場臨時報告



緒言

本場の試験せる成績は、此れまで年々發刊して、島廳郡市役所沿海役場漁業組合其の他有志等に配付しあるも、今直接當業者の見易きよう、極めて簡易に試験のあらましを記して、配付する事としたり、漁のひま、又は夜永のつれ／＼にも、一讀あらん事を、去れど僅の此冊子なれば、くはしき事を知りたきものは、本場に問合せあれば、喜んで應答すべく、又た試験なしたき、漁村には成規手續にて出願すれば、繰合せのつく限りは、漁具漁船を貸與し、實地指導して、斯業の改良に尽すべし。

明治三十九年十月

日

鹿兒島縣水產試驗場臨時報告

目次

一、鰻揚線網試驗

一頁

一、鯉餌料試驗

三頁

一、唧筒試驗

四頁

二、活籠試驗

五頁

三、鰻運搬試驗

六頁

一、鱧延繩試驗

七頁

一、鱧流網試驗

九頁

一、秋太郎延繩試驗

十二頁

一、小鰻縫切網試驗

十四頁

一、付録

漁具貸與規程

十七頁

鹿兒島縣水産試驗場臨時報告

鰻揚繰網試驗

本縣にて鰻は余程大切なる漁業なるが、近來鰻の岸近くにつけず、重に沖合を游泳するに至り、舊來の地曳網は古の如く漁事を成す能はず、八田網の如き沖取網にて、漸く漁事をなし居れども、今進んで揚繰網なるものを使用するときは、非常に便利に、漁獲をなすことを得べし、揚繰網と云ふものは、八田網に比ぶれば、進歩したる網にして、其從來の網に優れる所は、

第一、鰻の來るを待つにあらずして、進んで鰻の群に近づき、之れを取り旋きて捕ること、

第二、群がれる鰻を、捕獲るのみならず、棒受網の様に撒餌にて、鰻を集め、捕ふるをも得べく、

第三、晝間のみならず、夜間も焚寄せを以て、八田網の方法に依ることも得べきこと、

右の如く、其使用の範圍廣き故、本場にては、此揚繰網を製り、

一、果して揚繰網が、本縣の海に、適當て居るや否や、

二、海の模様により、自然と改良すべき所、

三、實際、當業者か、之れを使ひて、利益なるや、否や、

等に就きて試験をなし、其結果、良き時は網の構造や、使ひ方を、詳しく當

業者に示し、教ねて、大に縣下、鰯漁業の改良發達を圖らんとするなり、

試験の結果

此網を製造て、此方、揖宿郡山川、及び、噶唎郡志布志の二ヶ所にて、使用見

たりしが、山川では、余り、鰯の、さかたの、薄きため、潭山の漁は、無かりしも、

志布志の試験では、相應、漁事あり、決して、八田網等と、比較にならぬ、善き

網と云ふを、確か、當業者に、知らすことを得たり、

又た、其後に、噶唎郡、志布志村の、漁業者に、貸し、一つは、獎勵の爲め、一つ

は、揚繰網の使用に、馴れたる、漁夫を作らんとせしも、色々の事情に依り、

前年、使ひし、漁夫は、僅に、數名の、外、雇ふこと、能はず、從つて、思ふ、様の、働か

出來ず、非常なる、漁群に、出遭ひ、なから、思ふ、儘の、大漁する、事、能はざりし

は、甚だ、遺憾なりき、されど、當業者は、益々、揚繰網の、良き網なるを、知り、有

明灣では、此網を製つた者もあり、又た新調せんとするものあるに至れり、
網の形は、恰度手拭を擴げたるが如く、細長き形にして、出來上りの長さ
百四十四尋、網丈は中央にて廿三尋、兩端十八尋なり、網裾には六十許の
眞鍮環をつけ、括り綱を之れに通し、網の裾を括つて鰯を捕ふるなり、
網地は、全体綿絲にして、一切新規に（染網迄）仕立るに、千二百圓余を要す
れども、恰好の糸の古網地があれば、安く出來るなり、

使用法

漁場は、海底平らにして、余り高き曾根がなく、七八尋より二十四五尋迄
を、一番能き場所とせり、
使用法は、船二艘に網を積みもやいて、魚群に近づき、網を投し、之れを取
旋き、皮對にもやいて、網裾を括り、終れば、鰯の、もやいを放し、漸次に網を
たぐりもよして、魚を捕ふ、

鯉餌料試験

鯉漁業も、之れも本縣の重要な漁業である、故、これが改良發達を圖るは、甚

だ大事の事なり、而して其改良すべき事は澤山あれども、先づ差當り、餌の取扱や、買入方を便利にすること、は一番に最も必要なり、従來の如く、斃に易き鯨を大樽の中に養ひ夜も晝も休まず、海水を吸入、汲出しするは、木經濟極まるを以て、本場にては斯かる手数を省かん爲め、唧筒を用ひて水の汲替をなすこと、及鯨が活籠にて養へ得るものなるや、否や、且又活籠にて飼ひ馴れたる鯨を船の籠に移し、幾日位生きて居るやを試験し、同時に鯨の餌として遙かに優れる鯧の買入れ方を研究せん爲め、左の試験をなせり、

第一 唧筒試験

唧筒は、胴の間の表の方に造り付け、表の間には、従來當業者の使用する樽の小形のもの（口經三尺中央の經五寸深四尺）を据付け、三十六年より引き續き三ヶ年試験し、色々工夫し改良したる結果、鯨の死する割合は従來の鯨船に、やつて居る柄杓の潮換法とことなることなることなく、よしや之れより優るとも決して劣ることなきを、確めぬ、しかのみならず、大に手数を省くことを得べし、今假りに此仕方の様に唧筒を使用せば一艘の

鯉船かつをねより二三人にんづゝの漁夫うしを減らすとするも、之これが食料配當しよくまきはいしやうなどを計算かんぢやうする時は、經濟上けいぎじやうの利益りやく非常に少すくなくからざるべし、

第二 活籠試験だいに かつかご しけん

活籠かつかごは、川邊かわのへ郡野間池のまのいけの潮しほの流通りゆうつうよろしき處ところにつなぎ、浮うかばせたり、三十六年れんには、其近海あそかきにて捕とりたる、鯉きりなごを直ただちに籠かごに入れ、又また啣筒けんじやう試験しけんにて、生き残りたるものをも、別の籠かごに入れ、九月廿九日くわつにじゅうくにちより十月卅日ごうがつにじやう日まで、試験しけんしたるに、両方りやうほうとも死しせるものは、極きまめて少すくなくし許ゆるりなりし、三十七年ねんにも同様の試験しけんを行おこなひしに、九日かみ目迄までは少すくなくしづゝ死ししたるも、次第しだいに籠かごに馴なれて十日かみ目より十五日にち目まで、一匹いっぴきも死ししたる鯉きりなごなし、茲こゝに至いたりて、鯉きりなごも亦また活籠かつかごに貯たくわへ得うることも充分じゅうぶん判然せんぜんしぬ、

斯か様に活籠かつかごにて、飼かひ馴ならしたる鯉きりなごを、船ふねの鰻うなぎに移うつして、三十七年ねんには、四し晝夜あちや航海かいかいを認ころみしに、甚せまだよき結果けつこを得うたる故ゆゑ、三十八年ねんには、更さららに一いっ週間しゅうかん試験しけんしたるに、時化しやの爲ため隨分ずいぶん無理むりの航海かいかいをなせしに、拘かららず、死ししたるもの割合わりあひに少すくなく、一番いっばん最初しよ活籠かつかごに放はなしたる時ときの、半はん分ぶん余あまりは、生いき残り

つまり、鯨を捕つて、直ちに船に積み込むよりも、四日なり五日なり、活籠にて飼馴らしたる後、船に移す方、余程鯨は丈夫にして、長くもつへし。但し、樽にせよ、船の活間にせよ、鯨の分量は鯨の三分一位とすべし、無闇に多く入るゝ時は之れが爲に全体の鯨を殺すことあるは、鯨船のもの、承知せる、通りなれば之れは同様である、

第三 鯨運搬試験

本場にては、長さ八尋、肩八尺の船にて、胴の間を二つに區切り、活間とし、熊本縣の天草地方より飼ひ付けたる、鯨五斗か六斗づゝを買入れ、運搬を試みたるに、追風なれば、一晝夜か、二晝夜にて、樂くに往復し得べき、故甚だ好き結果を得たり、

鯨は、鯨の餌として鯨に優れるのみならず、船の中に飼ふにも、鯨の如き手数が入らず、又た鯨の勇みのよきのも皆知る所なり、故に鯨漁業者は從來の如く釣船を牛深へ廻わして、空しく數日を費すよりも、共同して活籠船を作り、鯨を運び來りて、自分の村の池籠に放し置き、何時にても間に合ふ様にせば、甚だ利益ならん、

鱧延繩試驗

本縣の近海は至る所鱧の居らざる地なし、熊本縣や宮崎縣の漁者が、此海で常にやつて居るに係はらず、鱧繩は余程有望なる漁業で僅かに志布志、柏原、伊座敷、谷山川、尻市、來串、木野、平良の數ヶ所に少しく、此漁業を爲す計りで、其他の地方にては、假令澤山の鱧の群來を見るも、一切顧みざるのみならず、之れを捕ふる時は他の漁業に妨害なりとて、却て鱧漁に従事する者を嫌ふ様な、悪しき習慣あり、之れは全く誤解して居る事に於て、本場に於ては鱧延繩を造り當業者に貸與して、試験せしめ、斯様な間違たる習慣を去ると同時に、鱧延繩の有望なるを、周く縣下漁業者に知らしめんとするなり、

繩の構造と使ひ方

此延繩は、本縣にて使用居るものに少々違つて、遠き海で澤山の鱧を釣つても、差支へなき様に、彼の有名な大分縣佐賀の關の繩に倣つて製ら

せたるものなり、
幹繩 麻(一尋五匁位)の太さ(一鉢)の長さ二百五十尋にて五鉢を一艘

分とす

枝繩 幹繩より少し太く(一尋五匁五分位)長さ四尋づゝとし一鉢

に六本を附け枝繩の先には真鍮の鎖の如きもの七尺斗りを

附く

釣 鐵の八角打ち丸形

一鉢新しく造るに七圓あまり掛れども自分にて製造れば廉く出来る

なり、真鍮の銷は可成數を減らし、短かくする方よかるべし、又一鉢に釣

を十二本位附け、一艘にて、八鉢位使ふ方利益ならん、

底延繩にして、使ひ方は至つて、簡單く

一年中使ひ得べきも、冬は時化多き故、三月頃より十二月まで(舊曆二月

より十月まで)の方割合よかるべし、満潮と干潮との代はり目に多く釣

れ、餌は大低のものは差支なし、

屋久島近海は、鱧の通り路なれば、漁場として最も適當の場所なり、成る

可く岩礁(アラハ)のある所を避け、底に平らにして、曾根の近所を撰ふべ

し、砂や泥の所ではシノブと云ふ小虫多く、軟かさ餌などは忽ち食ひ盡

して、骨のみ残すから、此様な場合は東天紅を待て繩を延る様にすれば、
 又た鱸をも釣ることが出来るなり、前に云へる如く、試験場の目的は此
 繩の有望なることを、漁業者一般に知らしめ度さにある故専ら新規の
 者に貸して、試験せしめたるに、不馴れのものにて、可なりの漁をなし
 たるは、此延繩が良き漁具たるの証據なり、左に谷山村河野嘉助の報告
 を示せば、

乗組 五人

漁場 宮崎縣近海及屋久島沖

期節 十一月より六月まで

主なる獲物 一まふか、とた、ひれたか

釣上 八百圓

餌代 百貳拾六圓

食料諸 貳百四拾圓

差引利益 四百參拾四圓

鮭流網試験

鱈さくらど、鮪まぐろどは、毎年まいねん少すくなからず、本縣ほんけんの近海ちかくに來くると雖いひも、主まに釣つるか、又は地ち
 曳網ひきうみか、大敷網おほしきあみへ、はいりたるものを捕とらふるのみにて、追々おき其捕とれ高たかは減げん
 ト行ゆけり、之これは鮪まぐろが段々だん々々岸きしへ近寄ちからなくなると、故ゆゑにして、進すすんで沖うきに出で
 で、此等こゝらの魚うまを捕とらば、大おほに利益りやくならんと、又また鱈さくらは全まく漁りのない有あり様さまであ
 るから、本場ほんじやにては、此流網このながしつみを造つくり、知覽村ちらんむらの漁業りやう者しに貸かして、試し験けんせしめ
 たり、其結果そのけつは次つぎの如ごとし、

漁獲表ごれぼふひま

月日	種類	尾數	斤量
八月廿五日	あきたらう	三	百四十八斤
同	かつを	一	十二斤半
同	のくり	一	四斤
八月廿六日	あきたらう	二	六十四斤三
八月廿九日	あきたらう	五	二百七十斤
九月五日	あきたらう	三	百四十三斤七五
九月二十日	あきたらう	一	五十八斤七五

同	九月廿一日	さわら	一	二十二斤
同	九月廿三日	あきたろう	二	四十四斤三
同	九月廿五日	さわら	三	七十五斤
同	九月廿六日	あきたろう	二	四十斤半
同	九月廿七日	あきたろう	一	九十二斤半
同	九月廿八日	のくり	一	四斤
同	十月三日	あきたろう	五	二百五十二斤一
同	十月四日	あきたろう	一	六十二斤半
同	十月五日	さわら	一	十五斤三
同	十月六日	あきたろう	三	六斤
同	十月七日	あきたろう	七	四百二十五斤
同	十月八日	あきたろう	二	五斤
同	十月九日	あきたろう	九	四十八斤六五
同	十月十日	あきたろう	一	十八斤
同	十月十一日	あきたろう	一三	七十三斤

同 十月五日 しゆもくさめ 一 三十斤四

同 十月五日 はかつを 六 四十二斤一

同 十月六日 いわし 八〇 六斤一

同 十月六日 さば 一 一斤

同 十月六日 さはし 一〇 一斤

合計 一六七 千九百六十五斤三

網は、出来上り、長さ五百間に、丈けは四尋あり、

新規買求むるとすれば、四百五拾圓位を要すれども、自分にて、製造すれ

ば、極めて、安くにて、出来るなり、

全体麻網にして、目は四寸二分、糸は成る可く細くし、しなやかにして、縮

結を充分入れ、裾には重りを附けず、魚を刺し纏綿せる、仕方にして、漁夫

も五人位にて、充分なるべく、漁場は却つて廣くして何處にも使用し得

べく、又た本縣の海計りでなく、朝鮮の海などは、余程望みのある漁網な

り

秋太郎延繩試験

秋太郎(かトキ)繩は、申木野の漁業者が、對州より朝鮮海に出で、澤山の利益を收むるのみならず、市來、顯娃、及び小根占の漁業者は、自分の沖合にて、從事しつゝあり、本縣の近海は到る所秋太郎かトキ多き故之れも、繩と同トく處々の漁村に行はるゝに至らば、非常なる利益ならん、本場にては、申木野と同一繩五艘分を作り、谷山、顯娃、上屋久、西南方等の希望者に貸し、試験したるに、皆相當の漁をなし、次第に、此漁業を思ひ立つもの多きに至りたり、

幹繩 麻(一尋四匁位)の太(一鉢)の長さ三百五十尋にして五鉢を一艘分とす

枝繩 十本長さ八尋其内二尋はせきやまなり一鉢新らしく造るに拾壹圓五拾錢位

之れも繩と同トく一艘にて、八鉢か九鉢位使ふ方、利益ならん、元來、此繩は浮繩なれば、底の模様には餘り關係せざれども、間礁の近くにて、小魚の群集する所、最もよろしく、海丈は、五十尋より百尋位を、恰好の處とせり、漁の時節は、秋八月より十一月頃迄(舊六月より十月)にし

て、荒れ氣味の時、又は日の出頃、多く釣獲あるものなり、
 餌は、さば、あぢ、いか、かます、たちのうを、ふぐ、などの活き餌を用ふ、其内に
 てさは、あぢ、いかは最も宜しき餌なり、此等の活魚を釣にかけるには、よ
 く注意して、殺さぬ様にすべし、

小鰻縫切網試験

鰻漁を改良して、益々澤山の漁の有る様にするは、大切の事であるに
 き、鰻の餌として鰻が鰻より善き事は鰻餌料試験の所にて、書てある通
 りなり、去れば、其鰻の餌たる、鰻を捕ふる方法を、此縣では開かねばなら
 ん、本縣の鰻船は秋になれば、熊本縣天草地方より、澤山の鰻を買入れて、
 出漁せるは、甚以て縣の不經濟なれば、此際本縣にて鰻の取れる方法を
 立て、また澤山鰻の圍ひをなすときは、便利を得るのみならず、又た鰻を
 用以餘分の手間と、餘計の費用とを、費すは、必竟本縣には、眞鰻の小なる
 ものは、甚だ僅か、漁あるのみにて、逆も間に合ふ程捕獲なきが爲めなり、
 而して之れを研究して、充分間に合ふ程鰻を取ることを得ば、非常に利
 益ならん、只自分一人の利益のみならず、本縣の鰻漁業は大に進歩すべ

きこと勿論なり、然れども、未だ之れを企つる者なし、
本場にて、色々取調べたる結果によれば、よしや、一切縣の鯉船の間に合
ふ程、澤山捕れねども、充分多量に取れる見込付きたる故、長崎縣に行は
れ居、鯉船切網を作り、出水郡の佐瀧にて試験し、捕獲したる鯉は活籠に
入れて、蓄へ活して於いて、鯉船に賣渡す、便利の方法となし、相當の漁も
あり、又た相當に鯉船に餌料を間に合はす事が出来て、作年は餘程よき
結果と云ふ事を、鯉漁業者より聞き、又た手廣く此仕事の事を望まれた
り、出水郡の如き処の鯉の漁事ある漁者は、此網の漁を思ひ立ち、鯉の餌
を賣ると云ふ事をしたならば、双方の便利で、利益も多し事なりと思ふ、
扱て縫切網とはどんな網かど云ふに、丁度簾の形に似て、之れに荒手の
袖を附け、焚寄の仕方であるが、八田網に比ぶれば、大變よろしく、收獲の
多きを以て、八田網は改良するがよしとす、使用法は、火船二艘と、網船二
艘との外に、手船一艘か、二艘を使用す、先づ網船は舳ひて、支度を整へ、火
船にて魚の集まりたるを合圖すれば、直ち舳ひを解ぎ、網を投入し、荒
手で火船を取り圍む、而して漸次魚取りにて、漁獲なすものなり、今新規

に此網を製造するときは、五百圓餘りを要すれども、八田網等の古網あるものは、目合ひが恰好なれば、至極安く製造する事を得べし、去れば、第一に此様な網を使つて、鯧を充分捕る途を開き、又捕つた鯧は籠に活かして、鯧船に賣渡さば其利益は非常なるものなるべし、唯此網を使ふ人の利益のみならず、鯧船にては本縣にて好き餌を用ひ態々天草地方に行かすして、双方の都合よく、本縣の漁業が次第に發達するものと云ふへし。

試験用具貸與規程

第一條

本場試験用具は本規程に依り貸與する事あるべし

第二條

試験用具の貸與を請はんとするものは貸與願書式により居住町村役場を経て場長に出願すべし

第三條

前條の許可を得たるものは左の事項を恪守すべし
一、作業上必要なる設備をなし着業前本場に届出で検閲を受くべし

二、貸與用具は保管の責に任し修繕又は保存費並に運賃を負担する

三、場長の指定したる項目により事業修了後二十日以内に報告書

提出のこと

四、場長の定むる所により漁腹物製造物の現品若くは借料を納入

すること

第四條

場長に於て必要と認むるときは場員をして事業の監督又は

用具の檢閲を爲さしむることあるべし

第五條 用具貸與中修繕に堪へざる毀損又は紛失たるときは現品若

くは相當の代價を賠償せしむ但場長に於て已を得ざる天災に因り

たるもの認めたるときは此限りならず

第六條 場長において必要と認めたるとき又は被貸與者にして本規

程に違背したるときは貸與期間中と雖ども用具の返納を命するこ

とあるべし

何々貸與願(書式)

一何々 數量

但附屬品何々内譯何々

一使用の目的

一使用の場所

一使用の期限

右貸與御許可相成度試驗用具貸與規程により此段相願候也

明治 年 月 日

住
所

職
業

姓

名

印

鹿兒島縣水産試驗場長何某殿

明治三十九年十月廿五日印刷
同 三十九年十一月五日發行

(非賣品)

鹿兒島縣水產試驗場

鹿兒島市鷹師町八十九番戶

印刷者

北川右之丞

印刷所

鹿兒島新聞社

鹿兒島市山下町百七十一番地